

運営理事会協議結果（議長諮問事項）

【常任・特別委員会の審査方法について】

項 目	協 議 結 果
1 直接傍聴の実施	(多数意見) ・開かれた議会の実現のためには実施すべきであるが、現状では、物理的な条件整備等が困難である。 (少数意見) ・物理的な条件整備等を考えながら実施する。
2 インターネット 中継の実施	(多数意見) ・放映に際しての環境整備等の課題が多いため、当面は、本会議、予算・決算特別委員会とする。 (少数意見) ・物理的な条件整備等を考えながら、できるところから実施する。
3 常任委員会審査 での当局交代	(全会一致) ・当局交代時の休憩時間の確保については、各委員会の審査状況を踏まえ、各委員長の裁量により対応していく。
4 答弁者	(全会一致) ・部長級の答弁にあたっては、局長からの指名により行う。